

文化芸術振興基本法

平成13年法律第148号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵澤をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。
 - 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
 - 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
 - 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
 - 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
 - 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
 - 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本方針

- 第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

- 第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るために、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

- 第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るために、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

- 第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るために、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

- 第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るために、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

- 第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るために、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

- 第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るために、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

- 第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るために、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

- 第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

- 第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るために、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

- 第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るために、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

- 第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

- 第19条 国は、外国人の我が国文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るために、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

- 第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るために、これらに關し、制度の整備、調査研究、普

- 及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (国民の鑑賞等の機会の充実)
- 第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るために、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)
- 第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (青少年の文化芸術活動の充実)
- 第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (学校教育における文化芸術活動の充実)
- 第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (劇場、音楽堂等の充実)
- 第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (美術館、博物館、図書館等の充実)
- 第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (地域における文化芸術活動の場の充実)
- 第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (公共の建物等の建築に当たっての配慮)
- 第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
- (情報通信技術の活用の推進)
- 第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)
- 第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (民間の支援活動の活性化等)
- 第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- (関係機関等の連携等)
- 第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。
- 2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。
- (顕彰)
- 第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。
- (政策形成への民意の反映等)
- 第34条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。
- (地方公共団体の施策)
- 第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

神奈川県文化芸術振興条例

平成20年7月22日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術が人間に生きる喜びを与え、人間相互の連帯感を生み出し、及び共に生きる社会の基盤を形成するものであることにかんがみ、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図り、もって真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、地域において多様な文化芸術の共存が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する創造的活動(以下「創造的活動」という。)が、県民生活に潤いを与えるとともに、地域の活性化に資するものであることにかんがみ、創造的活動が推進されるよう、環境の整備が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、県民共通の貴重な財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が、人と人との間、地域間及び国内外の相互理解を深める上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、文化芸術を介した交流及び文化芸術に関する情報の発信が積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、地域における文化芸術の振興に関して、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

3 県は、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めるものとする。

4 県は、県民、芸術家、文化芸術を支える活動を行う者(文化芸術に関する企画、制作、研究、普及等を行う者、劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館その他の施設(以下「文化施設」という。)の管理及び運営を行う者等をいう。以下同じ。)、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、学校、事業者その他の関係機関等と連携し、及び協働することにより、文化芸術の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

(文化芸術振興計画の策定)

第4条 知事は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画(以下「文化芸術振興計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、神奈川県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 知事は、文化芸術振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

(文化芸術の振興)

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術等をいう。)その他の芸術及び芸能の振興を図るため、これらの公演、展示、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、茶道、華道、書道その他の生活に係る文化の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、先人から受け継がれてきた伝統的な芸能、地域の自然、歴史及び風土によりはぐくまれてきた有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術が、将来にわたって適切に保存され、継承され、又は活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の文化芸術活動の充実)

第6条 県は、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民が文化芸術を鑑賞する機会の充実を図るとともに、県民自らが文化芸術活動を行うための機会及び情報の提供に努めるものとする。

(芸術家等の育成等に関する支援等)

第7条 県は、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者（以下「芸術家等」という。）による創造的活動等が潤いのある県民生活の実現に欠くことのできないものであることにかんがみ、芸術家等の育成、創作のための環境の整備、創造的活動の成果を発表する機会の確保に関する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術団体の育成等)

第8条 県は、文化芸術団体が文化芸術の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術団体の育成、文化芸術団体への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第9条 県は、次代の社会を担う子どもが、豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、優れた文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第10条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るために、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第11条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るために、これらの者が文化芸術に親しみ、自ら的に文化芸術活動を楽しむための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する交流の推進)

第12条 県は、文化芸術に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。

(創造的活動等の推進)

第13条 県は、地域の魅力を高め、県民生活に潤いをもたらす創造的活動及びこれを国内外に発信する活動が推進されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化資源の活用)

第14条 県は、地域における文化資源（多様な分野において活用される文化的な価値を有する資源をいう。）を活用した観光の振興その他の地域の活性化を図るために、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(景観の形成)

第15条 県は、美しく風格のある景観が文化の基盤をなすことにはかんがみ、良好な自然景観及び歴史的景観並びに調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

(文化施設の充実等)

第16条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るために、文化施設の充実及び学校施設その他公共的施設の活用が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、自らの設置等に係る文化施設を地域の文化芸術活動の拠点とし、当該文化施設の文化芸術の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を生かした文化芸術に関する人材の育成、教育、普及啓発等を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 県は、自らの設置等に係る文化施設の機能を最大限に發揮させるため、当該文化施設の運営についての適切な検証の実施の確保に努めるものとする。

(情報通信技術の活用)

第17条 県は、文化芸術に関する情報の収集及び発信、作品等の記録及び保存等に当たり、情報通信技術の活用に努めるものとする。

(文化芸術活動に対する支援の促進)

第18条 県は、文化芸術活動に対する個人、事業者等からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

(顕彰)

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県情報公開運営審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県文化芸術振興審議会	文化芸術の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
---------------	--	-------

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県文化芸術振興審議会規則

平成20年7月22日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県文化芸術振興審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）は、文化芸術の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、文化芸術活動に携わる者及び文化芸術の振興に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、文化芸術活動又は文化芸術の振興に関する事項について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、県民部文化課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県文化芸術振興審議会委員・専門委員名簿(平成21年3月現在)

[委員]

氏名 (◎会長 ○副会長)	所属・職等	調整部会 (◎部会長)
○石井 一躬	神奈川県民俗芸能保存協会 会長	○
石田 麻子	昭和音楽大学 准教授	○
太田 治子	作家	
垣内恵美子	政策研究大学院大学 教授	○
草薙奈津子	平塚市美術館 館長	
齊藤 実雪	公募委員	
瀧村 誠	神奈川新聞社 文化部長	
田中登志生	神奈川県合唱連盟 理事長	
富安 良和	(財)はまぎん産業文化振興財団 事務局長	
◎根木 昭	東京藝術大学 教授	◎
花輪 充	東京家政大学 准教授	
松尾子水樹	公募委員	
山崎 稔惠	関東学院大学 教授	
横田 和弘	神奈川県演劇連盟 理事長	○
米屋 尚子	(社)日本芸能実演家団体協議会 CS 担当部長	
渡辺 和則	厚木市 市民協働部長	

[専門委員]

氏名	所属・職等
大島 正博	(財)神奈川芸術文化財団 事務局次長
長塚 義寛	(財)横浜市芸術文化振興財団 横浜みなどみらいホール 副館長

[退任委員] (～平成20年12月)

氏名	所属・職等
中嶌 弘孝	神奈川新聞社 相模原総局長兼県央総局長

神奈川県文化芸術振興審議会 審議経過

[神奈川県文化芸術振興審議会]

第1回(平成20年9月10日)

- 審議会の運営について
 - ・ 会長・副会長の選任について
 - ・ 会議の公開等について
 - ・ 部会の設置について
- 文化芸術振興計画の策定について諮問

第2回(平成20年11月25日)

- 専門委員の委嘱について
- 「かながわ文化芸術振興計画(仮称)」について

第3回(平成21年3月23日)

- かながわ文化芸術振興計画の策定について
- 答申について

[神奈川県文化芸術振興審議会 調整部会]

第1回(平成20年10月30日)

- 調整部会の運営について
- 「かながわ文化芸術振興計画(仮称)」について

第2回(平成20年11月17日)

- 「かながわ文化芸術振興計画(仮称)」について

第3回(平成21年1月29日)

- 「かながわ文化芸術振興計画(仮称)」について
- 「かながわ文化芸術振興計画(仮称)」策定に係る答申(案)について

計画策定に係る諮問

文化第 64 号

平成 20 年 9 月 10 日

神奈川県文化芸術振興審議会会長殿

神奈川県知事 松沢 成文

文化芸術振興計画の策定について(諮問)

文化芸術振興計画の策定について、神奈川県文化芸術振興条例第4条第3項の規定に基づき諮問します。

諮問趣旨書

県では、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活と個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、本年7月に神奈川県文化芸術振興条例を制定いたしました。

このたび、この条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年度中に文化芸術振興計画を策定することとしております。

つきましては、本県の文化芸術振興の具体的な道筋を示すものとなる文化芸術振興計画の策定について、専門的な立場からの御意見をいただきたいので諮問いたします。

神奈川県文化芸術振興審議会答申

平成 21 年 3 月 23 日

神奈川県知事 松沢成文様

神奈川県文化芸術振興審議会
会長 根木 昭

文化芸術振興計画の策定について（答申）

平成 20 年 9 月 10 日に諮問を受けた、文化芸術振興計画の策定について、別紙のとおり答申します。

（別紙）

「かながわ文化芸術振興計画」（案）について

現在、世界的に経済情勢が悪化している中、文化芸術をとりまく状況は、たいへん厳しいものがありますが、こうした状況の中でこそ、人に生きる喜びや希望、感動を与える文化芸術の重要性を再認識し、取り組むべきであると考えております。

神奈川県では、平成 20 年 7 月に文化芸術振興の基本理念等を明確に示した「文化芸術振興条例」を制定し、今般、この条例に基づく基本的な計画として、「かながわ文化芸術振興計画」（案）を取りまとめました。

当審議会では、この計画案を全体として妥当なものと評価し、計画の着実な推進を求め、次のとおり意見を述べます。

1 文化芸術をとりまく現状と課題について

計画の策定に当たり、神奈川の文化芸術にかかわる現状と課題を十分に整理する必要がありますが、現状については、各種統計・調査データ等を分析し、県民の意識やニーズ、県民の文化芸術活動の状況、また、文化施設の整備状況などが明らかにされており、おおむね妥当なものと考えます。施策の推進に当たっては、こうした客観的なデータに基づいて取り組むことはもとより、統計データなどからでは把握しきれない県民の文化芸術に関するニーズや動向などについても、留意して取り組まれるよう期待します。

また、課題として「次代を担う子どもたちの文化芸術体験活動の充実」、「高齢者等の生きがいの充足」、「創造的活動の推進」、「伝統芸能の保存・継承」、「文化資源を活用した地域づくりの推進」の 5 点を挙げていますが、いずれも少子高齢化、人口減少社会の到来による社会構造等の急激な変化、都市化の進展に伴う地域社会の共同体意識の希薄化、各地域がその特色や特性を踏まえた地域活性化策を展開する地域間競争時代の到来など、社会環境の変化を踏まえた上での課題認識であり、適切であると考えます。

2 基本目標について

「文化芸術振興条例」では、計画の策定に当たり「長期的な目標」を定めることを規定しておりますが、計画案では「本県のめざすすがた」として「真にゆとりと潤いの実

感できる心豊かな県民生活の実現」と「個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」の2点を目標として設定し、その具体的なすがたを明らかにしています。いずれも県民ニーズや文化芸術振興のあるべきすがたを踏まえたもので、その方向性は妥当なものと考えます。

基本目標の達成に向けた取組みを進めるに当たっては、神奈川の地域特性を踏まえ、神奈川が有する文化資源の魅力を生かした創造・発信にも力を注ぎ、県民が地域に愛着や誇りを持てるような文化的環境の創出にも留意して取り組まれることを期待します。

また、今後、基本目標を達成していくため、施策の内容に応じて、具体的な目標や実施プログラムを設定するなど工夫するとともに、その実施状況を検証しながら施策を推進していく必要があると考えます。

3 基本的な施策について

文化芸術振興条例に規定する基本施策を踏まえて、文化芸術の振興にかかわる多面的な施策が具体的に示されており、適切であると評価します。

計画期間となる今後5年間については、経済情勢のますますの悪化も懸念され、県財政も厳しい状況が続くことが予想されます。そのため、施策の効果などを十分に踏まえ、限られた財源を有効に活用するため、施策の点検、検証に留意する必要があります。

また、県域全体を包括して計画を策定していますが、県立の文化施設が所在する地域のみに施策や事業が偏らないよう、県域全体の均衡を考えた施策展開を図っていく必要があります。その際には、市町村との施策・事業の連携や県が事業を実施する際に市町村の文化施設を活用することなども推進していく必要があります。

さらに、子どもたちの豊かな感性やコミュニケーション能力をはぐくむために、学校や文化施設、文化芸術団体、芸術家等が連携・協力し、幼児や児童・生徒などの発達段階の年齢層に応じたふさわしい形で文化芸術を体験できる機会を一層確保するよう期待します。

計画期間中に整備され、開館が予定されている「神奈川芸術劇場」については、県民の文化芸術活動の充実、芸術家等の人材の育成、文化芸術の創造・発信、さらには魅力ある地域づくりなど、様々な施策の中核となる拠点施設として位置付けられるものですので、十分な成果が得られることを期待します。

さらに、施策の展開に当たっては、文化芸術振興における企業等の役割が期待される中、資金面も含む多様な手法により、これら企業等との連携を一層深めていくことも必要になると考えます。

4 推進体制について

県域の文化芸術振興は、県だけが担うものではなく、様々な主体が連携・協働して取り組むことが必要ですが、各主体に期待される役割や県とのかかわりが適切に整理されており、妥当なものと考えます。

なお、計画の進行管理については、施策や事業の実績や成果などをもとに、施策や事業を適切に点検・評価し、県民にわかりやすいかたちで計画の進ちょく状況を定期的に公表する必要があると考えます。

平成20年度県民ニーズ調査「神奈川の文化芸術」の概要

1 調査目的

神奈川県では、県民の意識・価値観等の変化や多様化する生活ニーズを的確に把握し、その結果を施策に反映するため、毎年度「県民ニーズ調査」を実施しています。

平成20年度は、時宜に応じたテーマの調査を行う『調査課題』の年にあたり、「神奈川の文化芸術」についての意識調査を行いました。

2 調査設計

- (1) 調査地域 神奈川県全域
(2) 調査対象 県内在住の満20歳以上の男女（外国籍県民を含む）
(3) 設計標本数 3,000標本
(4) 抽出方法 住民基本台帳からの層化二段無作為抽出
外国人登録原票からの単純無作為抽出
(5) 調査方法 郵送による配布及び回収
(6) 調査期間 平成20年8月22日（金）～9月16日（火）

3 回収結果

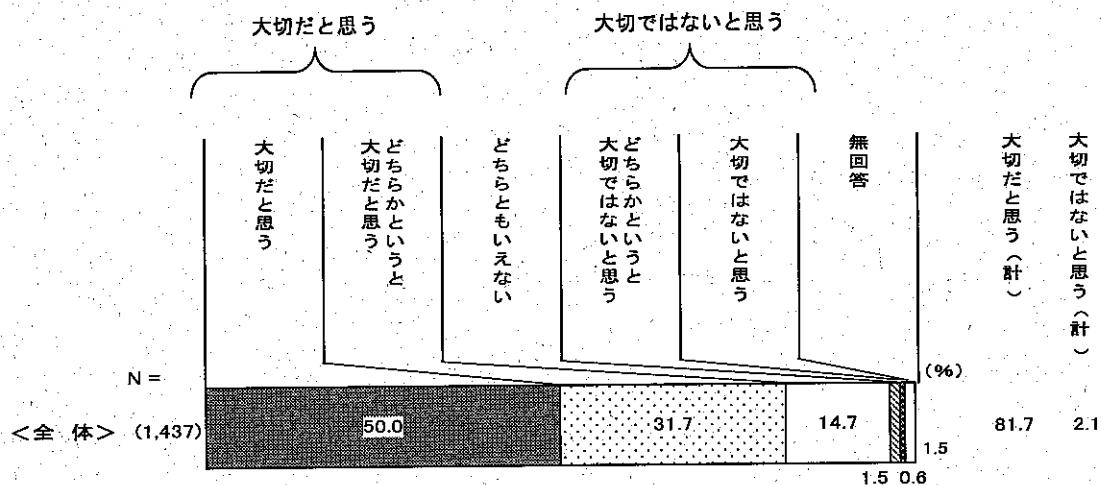
(1) 全体の回収結果

設計標本数	3,000標本
有効回収数	1,437標本
有効回収率	47.9%

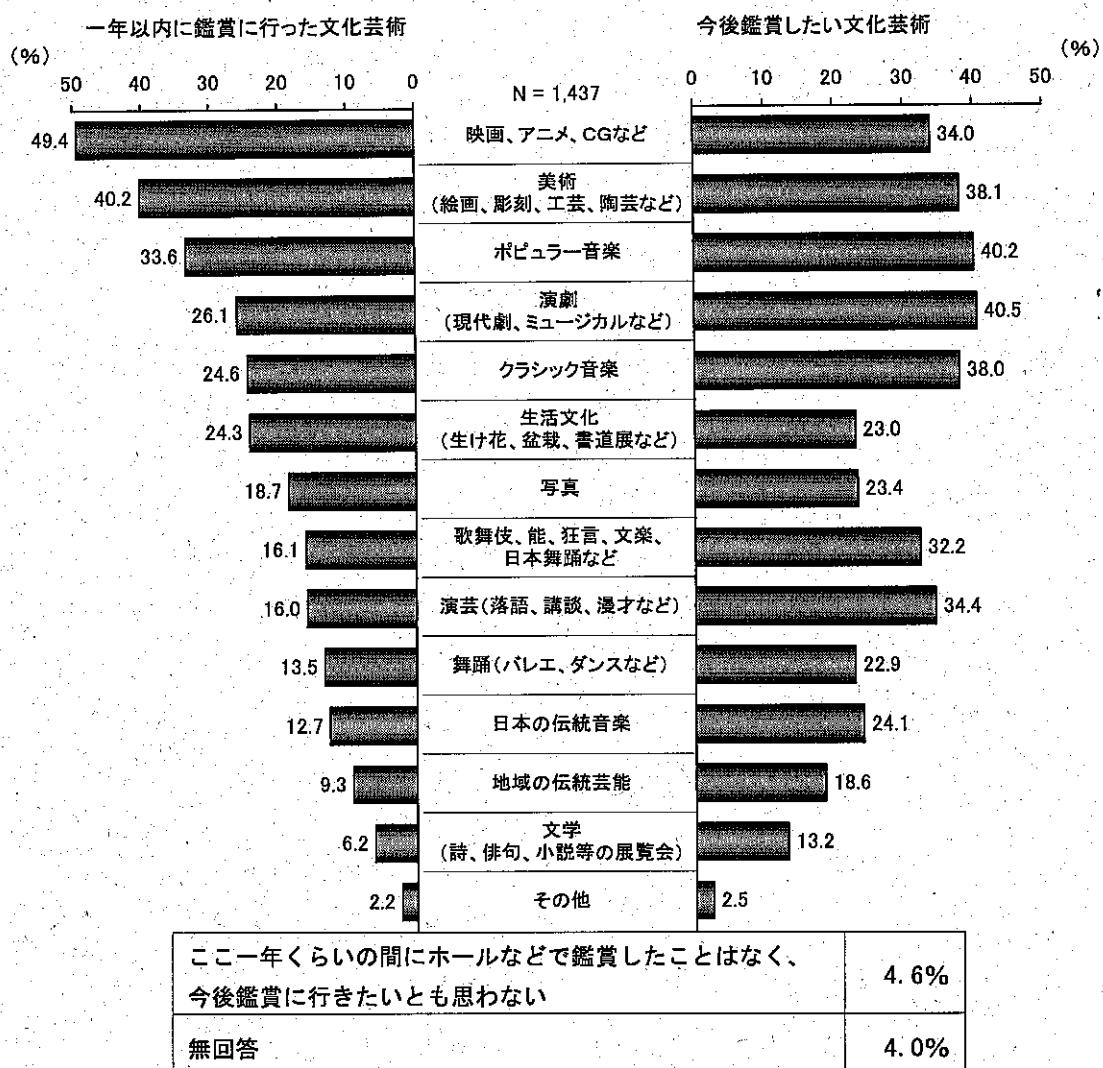
(2) 地域別の回収結果

地 域	設計標本数	有効回収数	有効回収率
横浜	横浜市	1,100	518
川崎	川崎市	420	168
横須賀三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	220	122
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	260	126
湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	380	185
足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	200	108
西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	200	107
県北	相模原市	220	103
全 体	3,000	1,437	47.9%

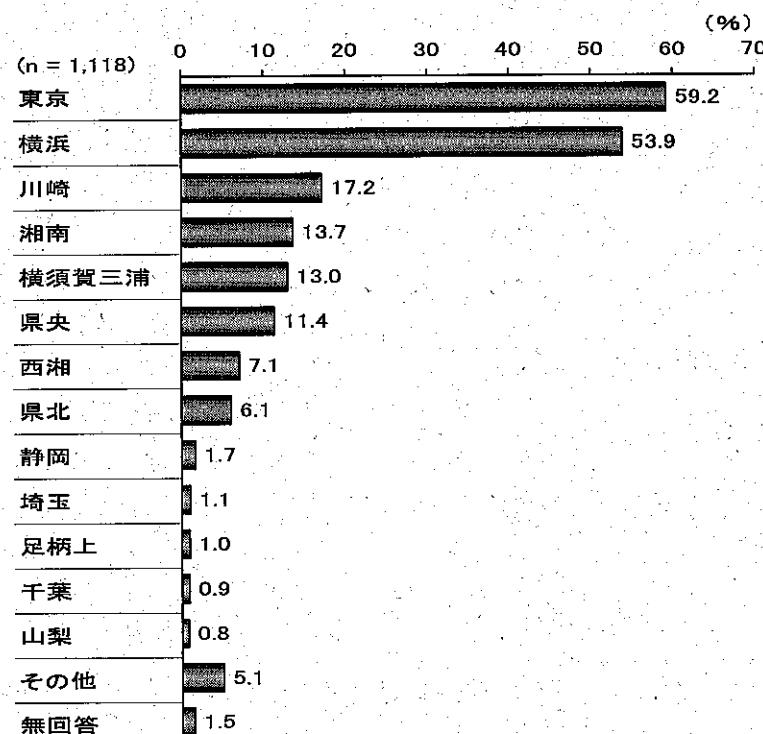
1 あなたは、日常生活の中で、優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術活動を行ったりするこ
とは、大切だと思いますか。(○は1つ)



2 あなたは、ここ一年くらいの間に、次にあげるような、ホールなどで公演や展覧会等へ行った
ことがありますか。また、今後行ってみたい（引き続き行きたい）と思いますか。（複数回答）



2-1 あなたは、主にどの地域で鑑賞しましたか。次の中から3つまで選んでください。



湘南…………平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町

横須賀三浦…………横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町

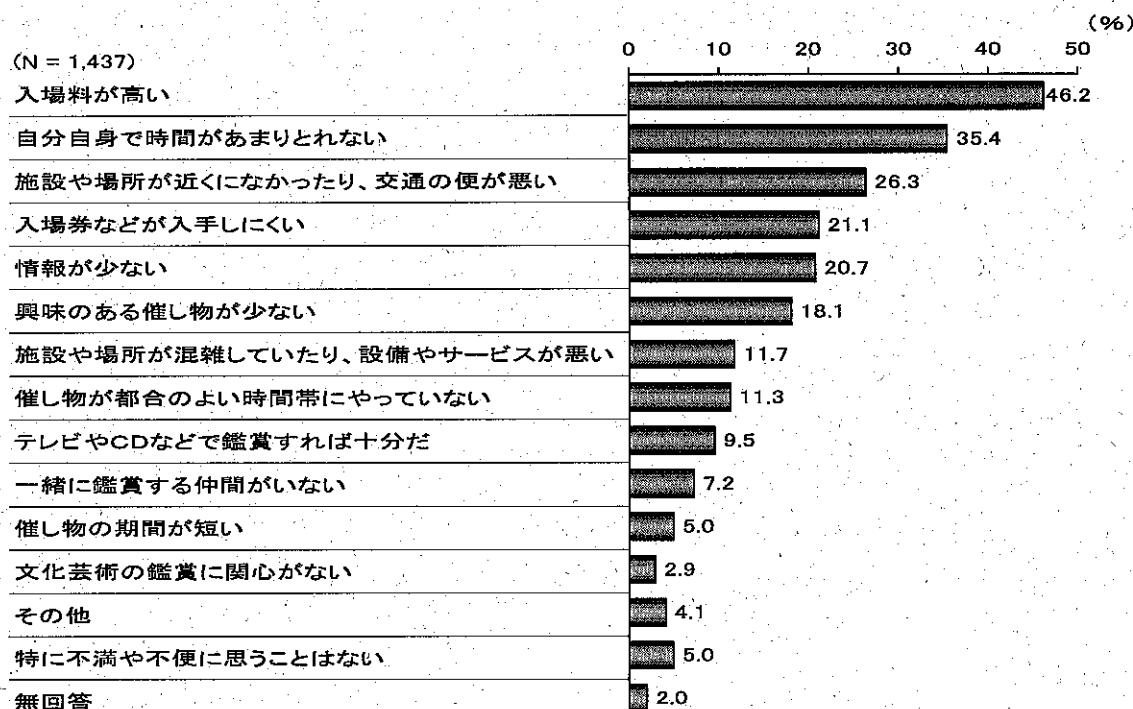
県央…………厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

西湘…………小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

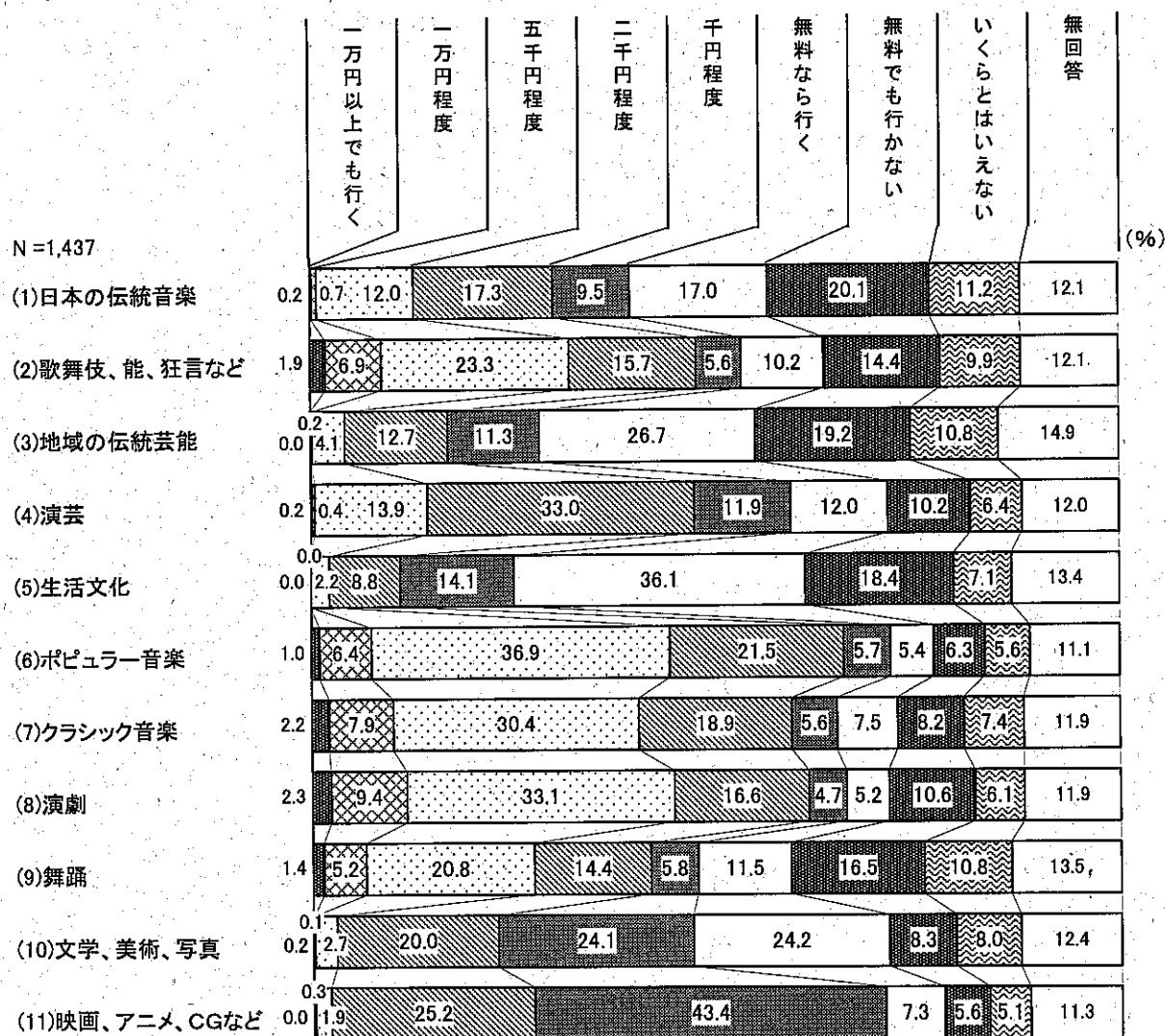
県北…………相模原市

足柄上…………南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町

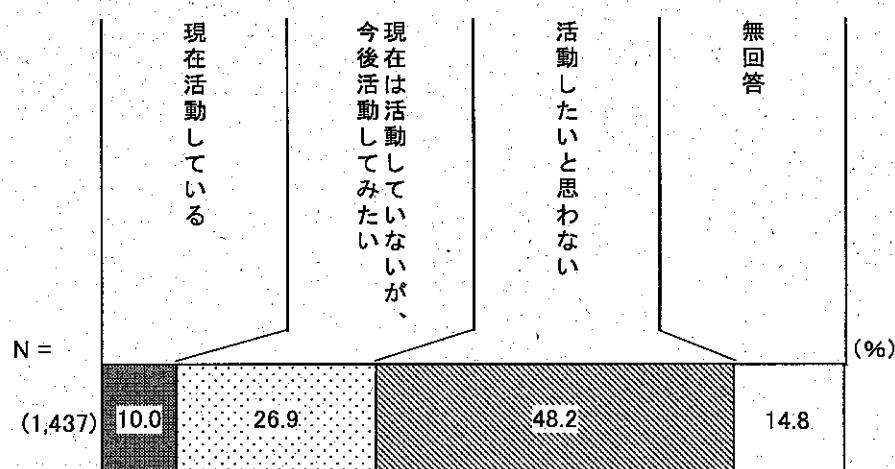
3 あなたは、文化芸術を鑑賞する際に次のような不満や不便を感じますか。また、文化芸術を鑑賞しない理由は何ですか。次の中から3つまで選んでください。



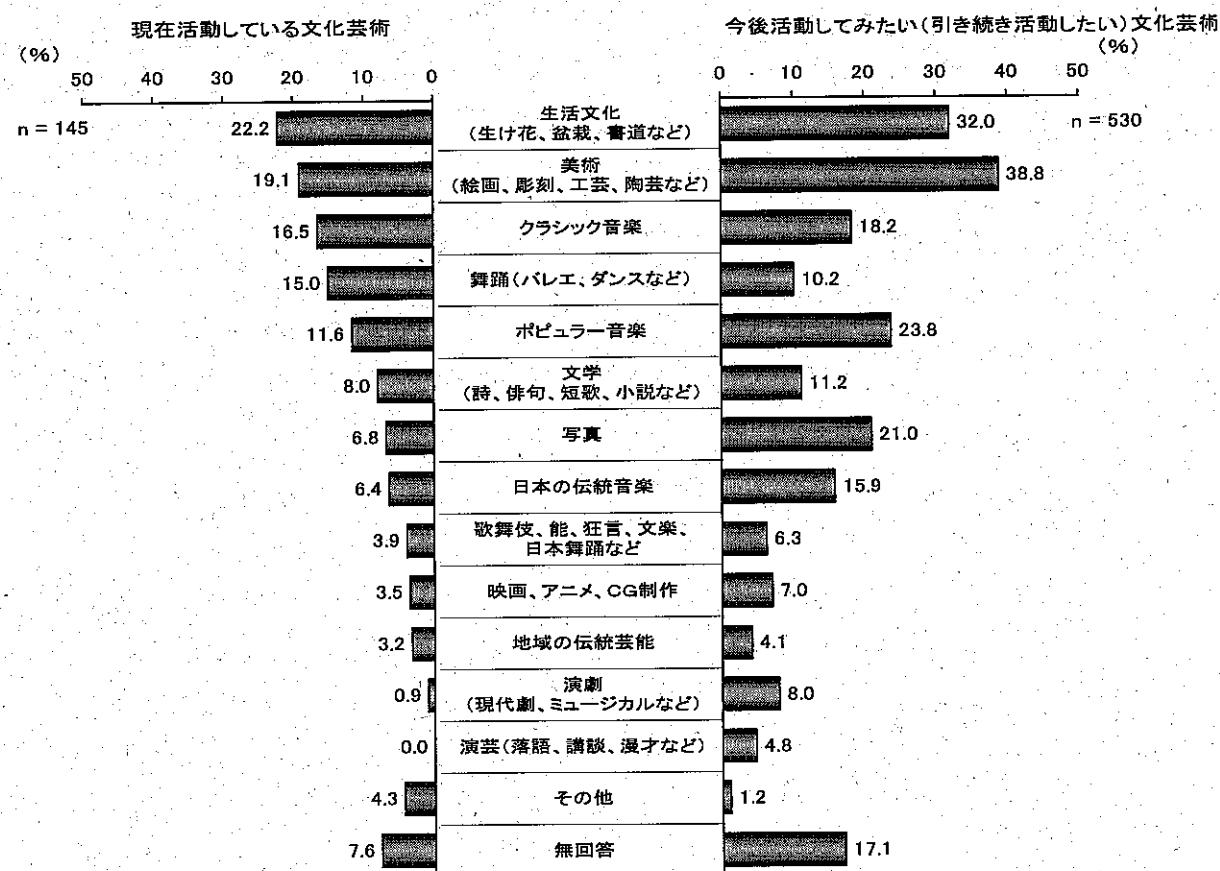
4 あなたにとって、文化芸術の鑑賞に支払う料金の値ごろ感（内容が良ければ「行ってもよい」と思う値段）はいくらですか。次の(1)から(11)のそれぞれについて、1つずつ選んでください。※(6)から(9)については、海外アーティストは除き、邦人の公演の場合についてお答えください。



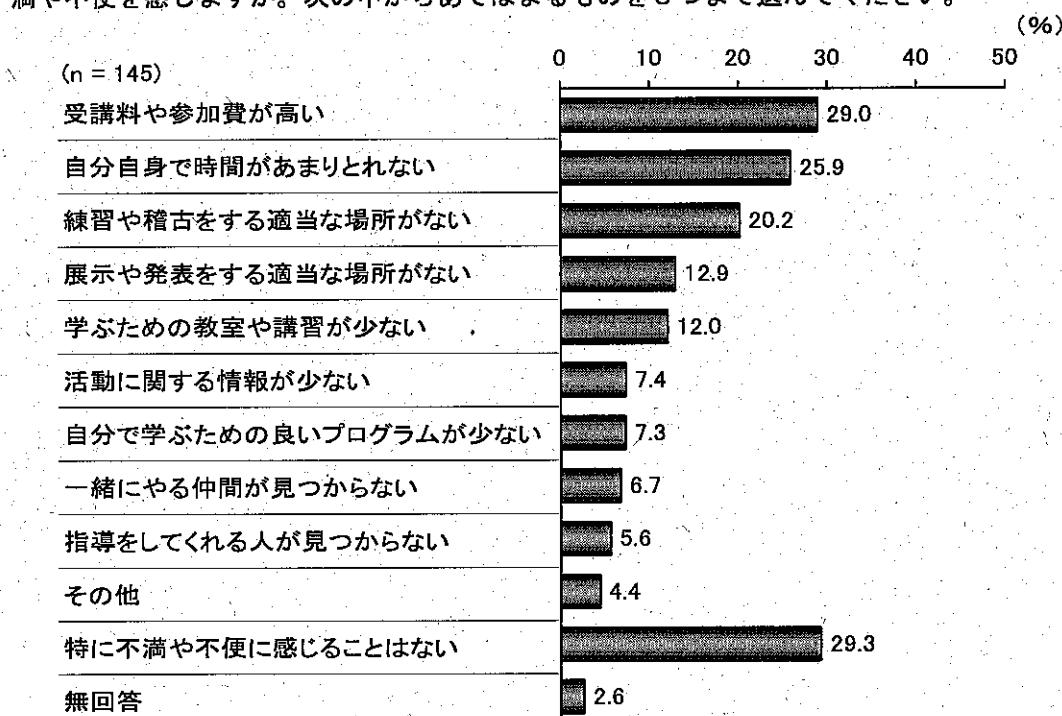
5 あなたは、文化芸術活動（鑑賞を除く）をしていますか。（○は1つ）



5-1 あなたが現在活動している、または今後活動してみたい（引き続き活動したい）分野を、次の中から選んでください。（複数回答）

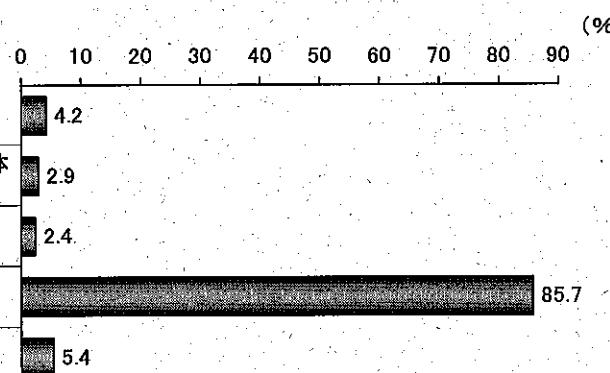


5-2 《問5で「現在、活動している」とお答えの方に》あなたは、文化芸術活動を行う際に、不満や不便を感じますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。



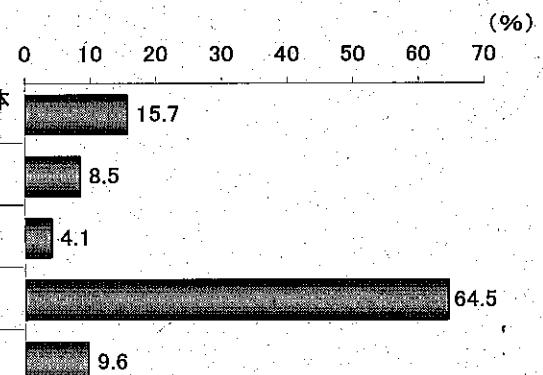
6 あなたは、ここ一年くらいの間に、文化芸術に関係した援助活動（ボランティア活動や文化芸術団体への寄付など）を行ったことがありますか。次の中であてはまるものをすべて選んでください。（複数回答）

(N = 1,437)



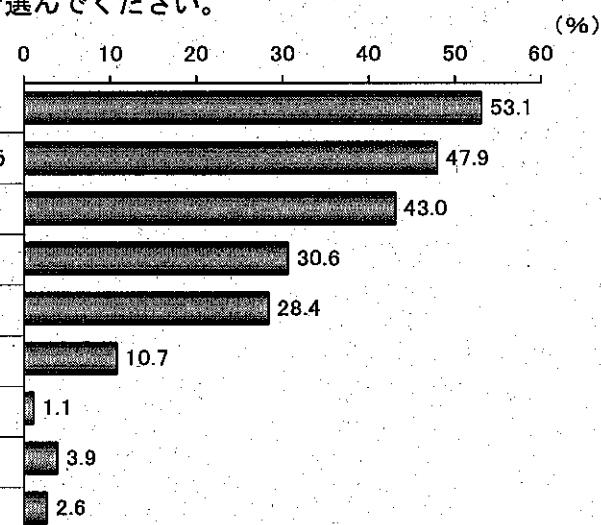
7 あなたは、今後、文化芸術に関係した援助活動（ボランティア活動や文化芸術団体への寄付など）をしてみたい（引き続き行いたい）と思いますか。次の中であてはまるものをすべて選んでください。（複数回答）

(N = 1,437)

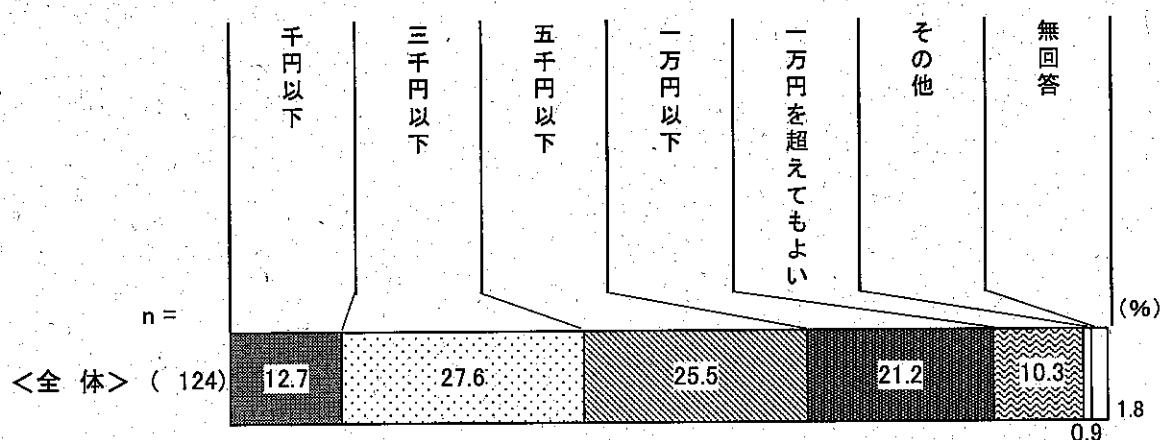


7-1 《前問で「文化芸術団体などへの寄付や賛助会員等としての援助」を選んだ方のみお答えください》文化芸術団体などへの寄付をしてみたい（引き続き行いたい）と思う理由は何ですか。次の中であなたの考えに近いものを3つまで選んでください。

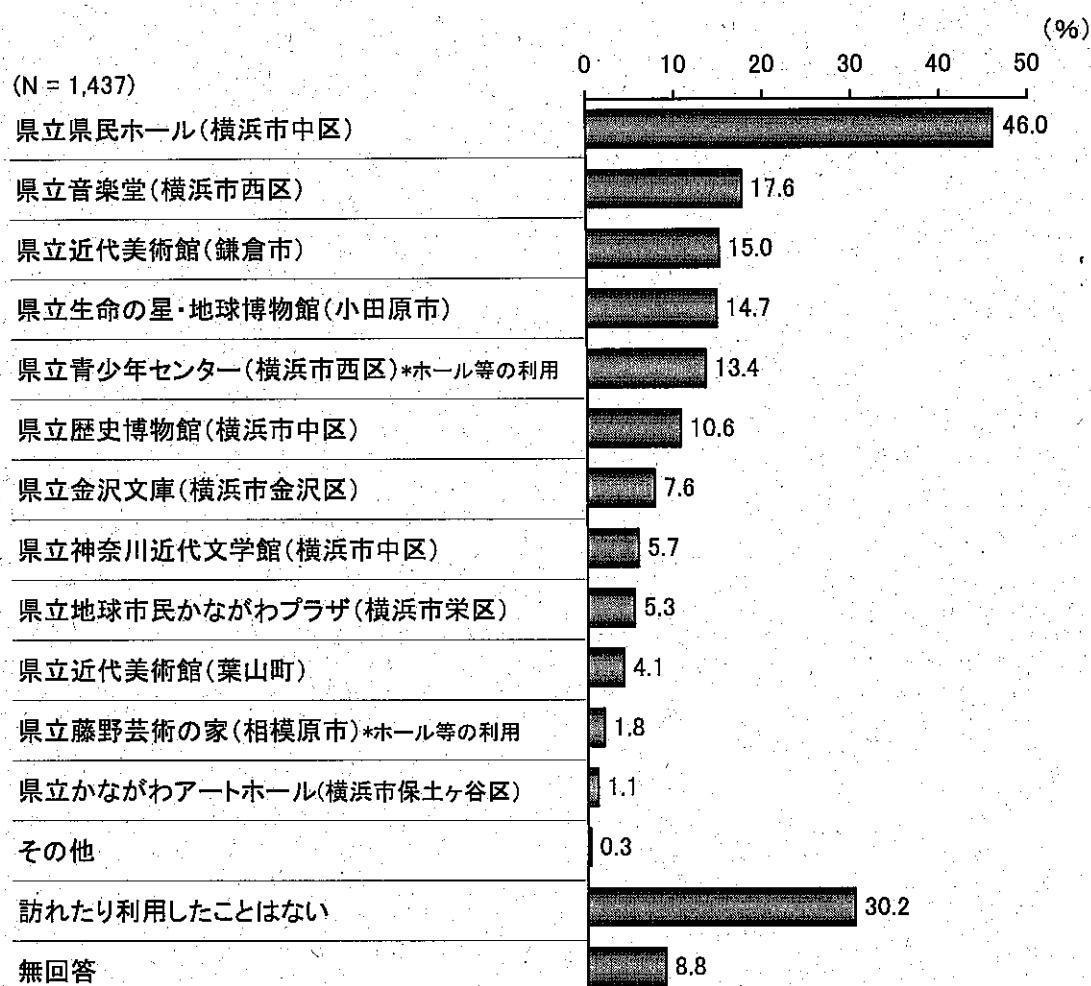
(n = 124)



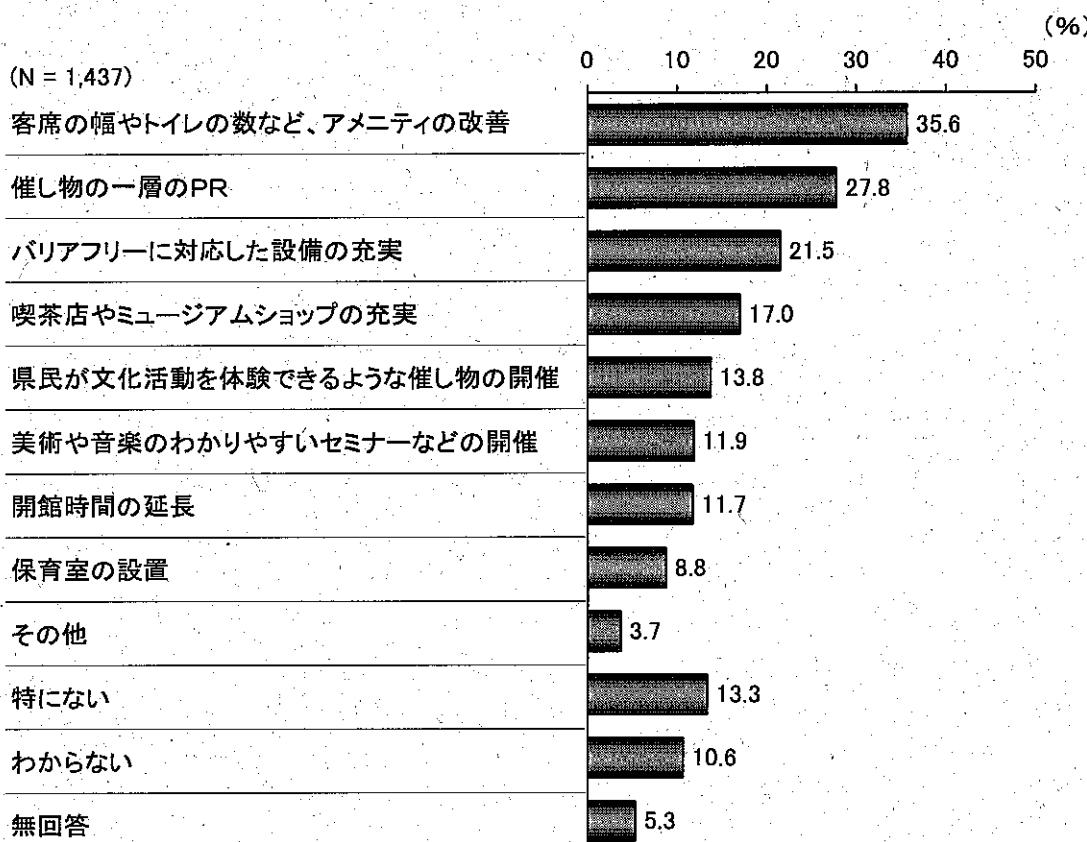
7-2 文化芸術活動への寄付について、あなたご自身は、総額で一年間にいくらぐらいなら寄付をしてもよいと思いますか。次の中から1つ選んでください。



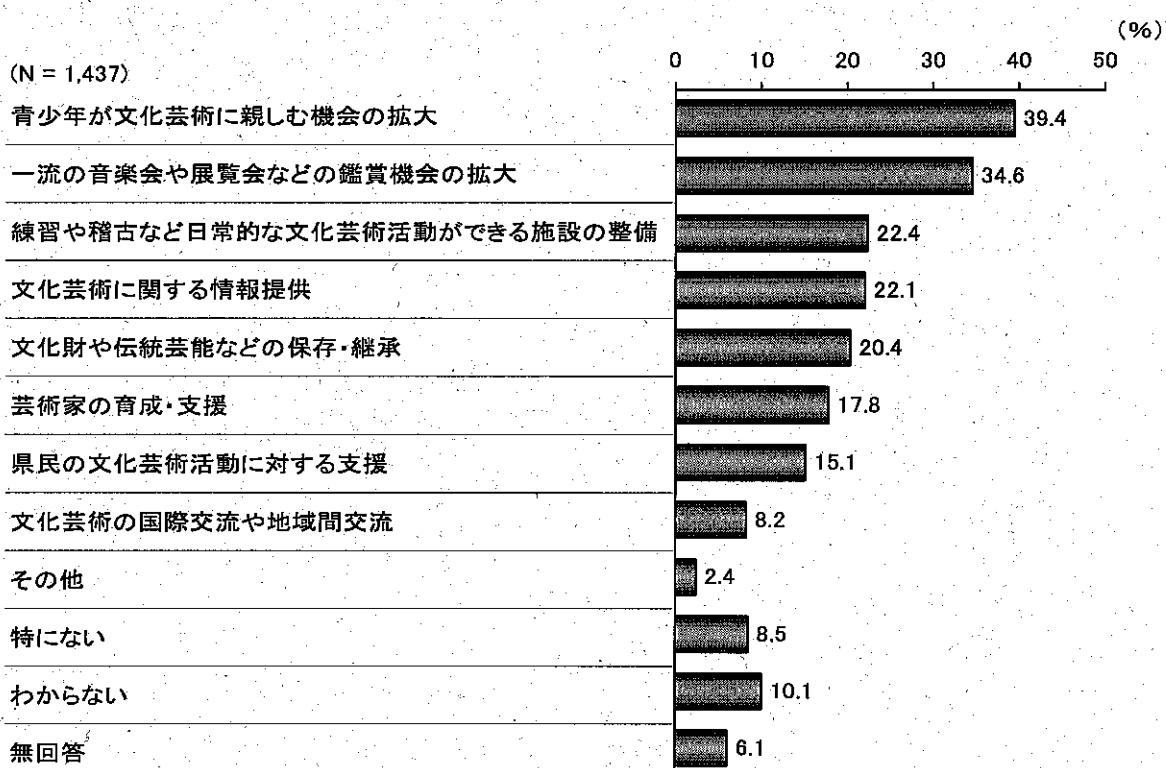
8 次の県立文化施設のうち、あなたが今までに鑑賞のために訪れたり、文化芸術活動のために利用したことがある施設はありますか。(※学校行事や遠足等を除きます。)(複数回答)



9 あなたが、県立の文化施設で特に力を入れてほしいと思うことは何ですか。次の中から3つまで選んでください。



10 あなたは、神奈川の文化芸術を振興するために、県は特にどのようなことをすればよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。



県民参加の概要

「かながわ文化芸術振興計画」素案に関する県民意見募集の結果について

1 募集概要

(1) 意見募集期間

平成20年12月22日～平成21年1月20日

(2) 募集方法

ア 県のホームページへの計画素案の登載

イ 県の窓口（文化課、県政情報センター、各地域県政情報コーナー）、県立文化施設等における意見募集用紙の配布

ウ 報道機関への情報提供

エ 文化活動団体あてに意見募集用紙を送付

(3) 意見提出方法

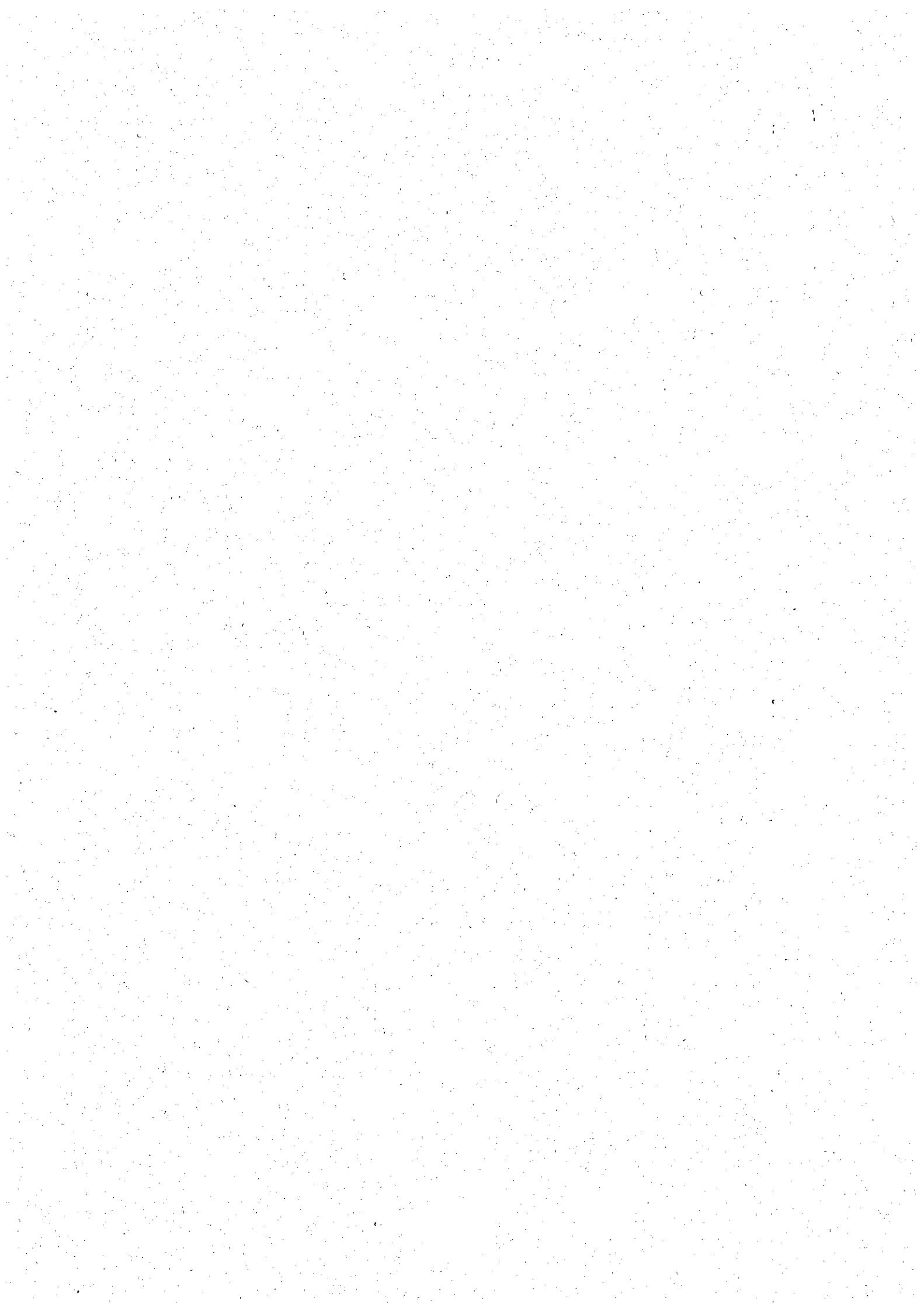
電子メール、郵送、ファクシミリ

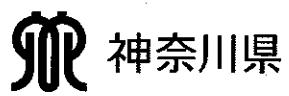
2 寄せられた意見の件数

109件(39人・団体から提出)

3 意見の項目別件数

項目	件数
計画全般に関するもの	18
文化芸術をとりまく現状と課題に関するもの	3
基本目標に関するもの	6
基本的な施策に関するもの	67
推進体制に関するもの	3
その他	12
合 計	109





県民部文化課
横浜市中区日本大通1〒231-8588
電話 (045) 210-3804 (直通) FAX (045) 210-8840